

令和8年4月17日（金）

担当：総務課行政係

連絡先 027-226-4526

臨時代理の承認について （群馬県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則について）

1 改正の概要

行政手続法（平成5年法律第88号）及び知事部局総務部総務課所管の「群馬県行政手続条例（平成7年群馬県条例第44号）」の改正に対応するため、当該規則について改正するもの。

2 改正内容

インターネットによる公表を基本とし、併せて掲示場での書面の掲示又は事務所に設置した端末画面での表示によることが可能となったため、「公示の方法による通知の方法」について追加する。

3 施行期日

令和8年5月21日

令和8年4月17日（金）

担当：総務課行政係

連絡先 027-226-4526

群馬県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則について

1 改正の概要

行政手続法（平成5年法律第88号）及び知事部局総務部総務課所管の「群馬県行政手続条例（平成7年群馬県条例第44号）」の改正に対応するため、当該規則について改正するもの。

2 改正内容

インターネットによる公表を基本とし、併せて掲示場での書面の掲示又は事務所に設置した端末画面での表示によることが可能となったため、「公示の方法による通知の方法」について追加する。

3 施行期日

令和8年5月21日